

令和5年関川村議会11月（第9回）臨時会議会議録（第1号）

○議事日程

令和5年11月7日（火曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第49号 損害賠償の額を定め和解することについて
 - 第 4 議案第50号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第6号）
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第49号 損害賠償の額を定め和解することについて
 - 第 4 議案第50号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第6号）
-

○出席議員（8名）

1番	小澤仁君	2番	加藤つや子君
3番	川崎哲也君	4番	近敬志君
5番	近壽太郎君	7番	高橋正之君
8番	菅原修君	10番	鈴木紀夫君

○欠席議員（2名）

6番	加藤和泰君	9番	平田広君
----	-------	----	------

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	加藤弘君
副村長	角幸治君
教育長	佐藤修一君
総務課長	野本誠君
脱炭素推進室長	大島祐治君
健康福祉課長	渡邊浩一君
建設課長	河内信幸君

教 育 課 長 渡 邊 隆 久 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 熊 谷 吉 則

議 会 事 務 局 副 主 幹 小 池 由 美 子

午前10時00分 開 会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達していますので、これより令和5年関川村議会11月（第9回）臨時会議を開会します。

6番、加藤和泰さん、9番、平田 広さんから欠席の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

例規集等閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、加藤つや子さん、8番、菅原 修さんを指名します。

日程第2、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年9月分の例月出納検査結果の報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第49号 損害賠償の額を定め和解することについて

○議長（小澤 仁君） 日程第3、議案第49号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 本日は臨時会議をお願いいたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、最初にお諮りいたします議案第49号は、損害賠償の額を定め和解することについてです。

スクールバス車内で事故があり、それに伴う損害賠償案件であります。

詳細につきまして、総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは説明をさせていただきます。

損害賠償の額を定め和解することについてでございます。

まず、議案の中身につきまして説明する前に、全体の概要を説明させていただきます。

これは、スクールバス、村のマイクロバスでの車内事故でありまして、旧川北小学校で行っております放課後子ども教室に向かう途中での車内事故ということでございます。

関川小学校の児童の玄関前に2台バスが用意されておりまして、そのうちの1台の事故でございました。

その1台には、村の運転員のほか児童が22名、それから、放課後子ども教室のサポーターが1名乗車してございました。そのうちの子供さんお二人が前の座席などに頭をぶつけたことが発生いたしました。

これは、バスを停車させ、動いた直後に急ブレーキをかけたということによって、前の座席に頭などをぶつけたということで、子供さんが2人申し出たということでございます。理由は後で説明いたしますけれども、

そのうち1名は、診察するまでは至りませんでしたけれども、お一人が念のために受診してございます。

それからもう一人、子ども教室のサポーターとして乗車しておりました方が1名おりますが、その方が症状を訴えられて通院されたという案件でございます。

それでは、議案の方をご覧いただきたいと思います。

まず、お二人とは和解してございまして、まずお一人目でございます。和解の相手方、金丸の阿部勝美さん、この方は、小学校の阿部煌己さんの親御さんでございます。

事故の概要です。今年の5月23日午後3時48分、事故発生場所は小学校の敷地内ということになります。

事故の状況です。放課後子ども教室への児童の送迎のため、川北ふれあい自然の家に向けて出発直後、乗車児童が騒ぎ、注意するため停車したところ、それが急停車となってしまう、乗車していた児童が負傷したということでございます。

和解の要旨です。本件事故に関わる損害賠償の額を2万2,357円とし、保険会社から医療機関へ直接支払われた治療関係費1万1,267円を差し引いた1万1,090円を関川村は相手方に対し支払うものとする。

(2)として、そのほか、関川村及び相手方間には本件事故に関する一切の債権債務関係がないものとするということでございます。

阿部さんにつきましては、念のための受診ということで、最初というか、そのときにかかったお医者さんの代金ということになります。

次のページお願いいたします。

和解の相手方、関川村大島、佐藤葉子さんでございます。子ども教室のサポーターとして乗っていた方でございます。

事故の概要は、阿部さんと同じでございますが、和解の要旨でございますが、本件事故に関わる損害賠償の額を68万1,005円とし、保険会社から医療機関等へ直接支払われた治療関係費等29万9,130円を差し引いた38万1,875円を関川村は相手方に対し支払うものとする。

(2)として、そのほか、関川村及び相手方間には本件事故に関する一切の債権債務関係がないものとするというものでございます。

この佐藤葉子さんにつきましては、事故から4日後に症状が出たということを訴えられまして、通院されてございます。それで、頸椎捻挫という診断でございますが、4つの医療機関合わせて25日通院されたということで、診療費と慰謝料を支払うということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

今説明があったところでちょっと分からない部分があるので、もう少し詳しく教えていただきたいのですが、川北へ向けて出発直後というふうにありましたけれども、出発してどのくらい行って、しばらく行ってからですか。それともすぐスタートして止まったんですか。その距離的なものを教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

玄関前にバスがあって、すぐ、もう少し行くと村道があって垣根があって、校門を出る道路に出ます。その駐車場内での事故ということになります。

ですので、出発して徐行して一時停止をするのでありますが、それに至るまでの間でありまして、まさに出発した直後ということでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、徐行の段階でブレーキをかけたら急ブレーキということでしょうか。つまり、50キロ、60キロといったスピードで走っているのであれば急ブレーキというのは分かるんですけども、この徐行程度のところで、徐行というのはすぐ止まられる状態であるわけなんですけれども、そこで急ブレーキというのはどういった状況なんでしょうか。

大型車って、たしかエアブレーキの併用で非常に利きがいいというのは分かるんですけども、大型を取っている方であれば、必ずどの程度でブレーキがかかるか分かるはずなんですけれども、

それが分からずに踏んだということは、どういった状況だったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） ただいまの質問にお答えします。

運転手がブレーキを踏んでいるわけですが、出発するときにブレーキを外すと、大型ってそのままちょっと惰性で動くそうなんです。その状況で行ったときに、運転手のすぐ後ろの子供が運転手の頭をちょっとちょっかい出したりして、それでブレーキを踏んだときにちょっと強めに踏んでしまって急ブレーキになったということで聞いております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） そうすると、子供は分かるんですけども、転んだのが2人ほどの児童がいたということですけども、サポーターの方もそのときに転んだということなんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 確認したところ、サポーターはちょっと斜めを向いていて、運転手の助手席ありますけれども、助手席の後ろの席、そちらの方に座っていて、運転手の方にちょっと斜めに向いていたという状況で急ブレーキになったので、右手を前の座席の方に出して手で抑えたという話は聞いております。それが頸椎捻挫になったのかなということでお聞きしております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 手をついて頸椎捻挫ですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） こちらの方で聞き取りしたところによると、急ブレーキを踏んだときに進行方向に対してちょっと車内側の方に向いていたそうなんです、それでブレーキにより、右手を出して前の座席に手をついたということで、そのときは大丈夫だったんですが、4日後の土曜日夕方になってきたらだんだん痛くなったのでということで、急遽救急ということで病院の方に診察をしに行ったということを聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） そもそもサポーターの方ですけども、本来サポーターの出発してくださいの合図がない限りはこの車って出発しないはずなんです、サポーターさん、出発合図を出した後であれば出発することが分かっていたはずなんですけれども、合図はなかったんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） サポーターが出発しますということを言ったかどうかについては、すみません。確認していません。

ただ、運転手が出発するということで出発したというふうには聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） その出発合図があったかなかったかが、非常に重要なんです。過失割合が結構出てくると思うので、自分が出発していいですよと合図出すときに出発できるような体制じゃなかったとなったら、そういうことですので、それちょっと詳しく調べたほうがいいと思います。

それと、事故後の、ちょっと管理体制といいたいまいしょうか、再発防止策というのは何か取られていますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 以前からスクールバスに乗ったらシートベルトの方は一応ちゃんとするよという指示。それは学校での校外活動も含めて、先生方もそうですが、サポーターの方からもうするようにという話は今までそういうスクールバスに乗るときはしているそうです。

ただ、確認まではしていなかったということで、事故後については、全員シートベルトをしているか確認をして出発するという事にさせていただいております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今の答弁ですと、シートベルトはもともとするという事になっていたんですが、それを怠ったということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 一応シートベルトをしなさいということでは言っているんですが、どうしても小さい2年生の子たちだとしたかどうかまでの確認はしていなかったと。そのシートベルトをするときもシートベルトをした後にかばんを前に抱きかかえるような感じで、シートベルトをする子もいますし、小さい子ですとそのまま背中に背負ったままシートベルトをする子もいたようですので、その辺はちゃんとシートベルトをして、今はかばんを前に持ってということの基本としています。ただし、先ほど言ったように、小さい子ですとそのままシートベルトをするのもそれは致し方ないのかなということでは運行しているようです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 致し方ないということではちょっと困るんですけども、これ、急ブレーキをかけたときの、それは1回ですか。それとも複数回ポンピングというんでしょうか。複数回止まったんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 1回というふうに聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） すみません。自分の調査ですと、1回ではなく複数回止まったような話が聞こえてきているんですけども、それ、他の方、子供たち、また2台いけば、もう1台の方のドライバーだとか、それらのヒアリングはされていますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） こちらについては、警察の方の現場検証もしておりますので、その中でも確認は取れているんですが、運転手及びサポーター共に1回というふうに確認しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） これは後ろを触ったからブレーキをかけたというより、ずっと騒いでいたような状態だったというようなことを聞いているんですけども、これはもしかしたら、ちょっと子供たちを戒めるためのブレーキだったのではないかというような、ちょっとそういうふうな感じにも取れるんですけども、そういったことはないですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） そういうことはございません。

出発前にやはり騒いでいましたけれども、一応座らせて静かになったところで出発したんですが、また手を出したということで、運転手がびっくりしてブレーキを踏んだというふうに聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、佐藤葉子さん、サポーターの方ですけども、この損害賠償額のところの③に休業損害15万2,500円とありますけれども、これって、この方は何の仕事、ここのサポーターが仕事なのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

これは、保険会社に一任しているわけですけども、内訳としては、この方は勤め人ではございませんので、専業主婦ということで、こういった額を算定されております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） じゃ、このサポーターというのはまるっきりボランティアということなんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 一応基本ボランティアですが、有償ボランティアということで、時間に関係なく1回につき2,000円をお支払いしております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、この方は今現在はどうのような状態なんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今は完治しているというふうに聞いておりますし、サポーターの方には来てはおりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） サポーターに来ていないということは、まだ治っていないということですか。それとも、こちらから来ないでくれということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） やはり、サポーターさん、健康な方をお願いしたいということもあります。例えば、川北小学校の方でみんなと遊んでいるときに、わざと抱きつく、勢いよくぶつかってくる子もいますので、そういうときにぶつかられてまたこのような状況になってけがしても困りますので、やはり、私どもも誰でもいいというわけではございません。やはり健康な方をお願いしたいということがございますので、佐藤さんについては、やはり急ブレーキと言われましても、私どもの方としては、そこまでのあれになるのかなというのもちよっとありますし、もともと体の弱い方かもしれませんので、これ以上もし悪くなっても困りますので、遠慮願ったというところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） もともと体の弱い方なんですか。

今完治されたということで、和解ですから、完治されたんだと思うんですけども、完治されたにも関わらず、今後同じサポーターをさせないような感じにちょっと取れたんですけども。

この方は、完治されて……、もともと体の弱い方だったんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） すみません。そこまでの調査はしていません。

募集をかけて、来てくださるということで採用させていただいておりましたので、体が弱いかどうかというのは、今回こういう状況になって、ちょっとやはり体が弱い方なのかというふうに感じましたので、これ以上の、例えば、けが等ないとは限りませんので、遠慮願ったということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、慰謝料の方をお聞きしますが、この慰謝料というのは保険基準なのか、弁護士基準なのか。

まずは、弁護士が入っての話なのか、ちょっと教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 保険屋に任せておりますので、弁護士費用が入っているかどうかは承知しておりませんが、保険屋さんによるものでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 加藤です。

今回の事故については、今ほど詳細についてお聞きしましたけれども、リスク管理全体について

お伺いたします。

このような事業を行うには、バスを使う、それから事故の想定、いろいろあると思うんですけれども、今までのリスク管理について教えていただきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） リスク管理ということになるか、ちょっと分かりませんが、やはり、どうしても子供たち、放課後子ども教室へ行きますと、天気の良い日は外で騒ぎながら遊んでいます。多少、やはり転んだりして、擦り傷等がございますけれども、その中でもサポーターが見守りながら危険なことはやらないようにということでは指導させていただいておりますので、今までちょっと切り傷等がありますが、大きい事故というのはないというふうに認識しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 今お聞きした内容では、ちょっとリスク管理とは取られないような内容ではないかと思います。

リスク管理というのは、やっぱりきちんとした書き物がありまして、1つ1つ丁寧にこのことがリスクになるだろう。それについてどのような対応をしたらよいただろうということがきちんと出されて初めてリスク管理と言われておりますので、もしそのようなものがないのであれば、今後きちんと精査しましてつくっていただきたいと考えます。

あともう1点なんですけれども、今回サポーター1名、非常に首の頸椎捻挫ということでかなりの金額の補償をされておりますけれども、先ほどの答弁では、体が弱い人という、方ということでございましたけれども、今現在サポーターはかなり年齢もいつている方も多いいいことですので、教育課長がおっしゃったように、子供たちは飛んできたりして、かなり力をかけなければならない部分もあるということですので、もう一度そのサポーターについては、再度検証していただいて、再募集かけるときにきちんとした募集をしたらいかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 先ほど、最初の方のあれですけれども、その日やることは、サポーターが子供たち来る前に集まって、こういうことをすると。危険なのはこういうことなので、その辺は注意してくださいというような指導はしています。

それなので、どうしても子供たち、先ほど言ったように、ぶつかってきいたりするので、初めてそこであまり騒いじゃ駄目だよというような指導はしているんですけれども、言うことを聞かない子供もやはりたくさんいますので、その辺はサポーター同士連携をしながらやらせていただいておりますし、今ほど言われたように、やはりこういうことをやる時はどういうことが危険なのかというのは、やはり文章として注意点等まとめて、サポーターの方に配るような感じには今後していきたいなと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。5番、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近です。

庁内でも安全運転管理者を設置して、今回警察も入っているわけですので、事故状況、それから対策、それらを提出したと思うんですけども、庁内の中でこういうこと、共通認識として何かこう庁内全体に再発防止策とか注意喚起とか、そういうことを示したでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

今回の案件で、特には行っておりませんが、交通安全関係につきましては、その時々で職員には徹底を呼びかけております。

また、この冬も間近ですけども、また季節的にも呼びかけることにしております。私も交通安全の管理者を拝命しておりますが、その研修に行った研修資料であるとか、そういったものを庁内に配布したり、そんな取組を行っているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。5番、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） そういう再発防止等というのは、ただの書類だけでなく、やはり一人一人が庁内の方全員が共通認識して、自分事として常々運転する機会はいっぱいあるわけですので、特に、普通の会社と違って、いろいろな場所、またいろいろな車の種類、それから、様々なことが想定されるわけですので、基本的なその交通ルールの喚起は、今後とも十分していただきたいと思えます。

こうやって、人身事故になってしまったものですから、やっぱり重要事案として対応していただきたいと。以上です。

○議長（小澤 仁君） 4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 4番、近でございます。

事故として、運転手のことについてお聞きします。

採用したとき、それから採用後、それから事故を起こした後、これら随時運転指導、安全指導なんかは、今まではやってこられたんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） まず、常のことでございますけれども、会計年度任用職員とそれから正職員もおられますけれども、運転手につきましても我々職員と同じに、時々面談というものは行っておりまして、その際に、運転手の場合は交通安全が、一番大事なことです。その辺を確認し、指導をしているところでございます。

今回につきましては、その後この該当した運転手に事情聴取したり、注意をしたりしたことを何度か行っているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） やはり、さっきのリスク管理の話ではないですけども、事故を起こしてごめんなさいで済むような話ではないんですね。口頭で説明する、こうしてくださいというよりも、やはり、どこか公的機関を使ってその講習を受けて、そういうことが必要になってくると思うんですね。

やっぱりその本人がどういう理由でどういう感情の下でブレーキを押したか分からないですけども、ある程度その感情のコントロールに危険予知、これを把握するというのが非常に大切だと思うんですね。

今後は、とにかく新潟県のトラック協会に問い合わせれば、事故防止の、自動車事故防止機構というのがあるんですね。そういうところで安全講習をやっていますし、ホームページなんか開くと、危険予知のトレーニングシートというのがあるんですね。そういうのを活用されると、非常に有効的だなと思いますけれども、今後そういうふうに使っていただくようなお考えはございますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 議員からご指導ありがとうございました。

今お聞きしたことを含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今の議員よりも質問ございましたが、バスの運転員に対して事故後安全指導と口頭による注意をされたということですけども、この運転手さん、すみません。その後、同じにサポーターの運転されているんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

通常の運転をしておりますので、サイクルによっては放課後子ども教室のバスの運転をしていると思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 仮にも事故という扱いになっているんですけども、事故を起こしているにも関わらず、注意だけで運行させているというのはいかなるものかなというふうに思いますが、何か訓告処分だとか、何かこういった注意だけではなく、処分自体は考えなかったんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 処分につきましては、村としては、関川村職員の懲戒処分等に関する指針というものをっております。

交通事故あるいは交通違反に関しても規定がありますが、今回の案件、照らし合わせますと、処分には該当しないということで、処分はしてございません。

そのポイントとなるのは、警察の方の処分でございます、刑事処分、行政処分共に処分がない
ということを確認した上での処分なしという決定でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定により、委
員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第50号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第6号）

○議長（小澤 仁君） 日程第4、議案第50号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第6号）を議
題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第50号は、令和5年度関川村一般会計補正予算（第6号）でございます。

これは、昨年の豪雨災害の復旧工事費などの補正を行うものでございます。

詳細について、総務課長に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、一般会計補正予算（第6号）を説明させていただきます。

第1条で補正でございます、1,630万円を追加するというものです。予算総額が56億3,540万円
となります。

第2条で地方債の補正でございます。11ページをお願いいたします。

歳出です。2款総務費1項総務管理者費です。まず、賠償金の40万円につきましては、今ほどお認めいただきました賠償の関係でございます。

それから、村有財産管理費、工事請負費300万円でございますが、脱炭素の取組の1つとして、庁用車に電気自動車の導入を予定してございます。そのための充放電器設置工事として300万円でございます。設置場所は、脱炭素推進室が今入っております車庫の中を予定してございます。

この装置の充電能力ですが、6キロワットということでありまして、電気自動車への充電はもちろんですけれども、電気自動車から建物に放電といいたいまいしょうか、給電ができるシステムということで、充放電器設置工事というふうに記載してございます。

3款民生費3項災害救助費、被災者生活再建支援金80万円、昨年の災害の関係で9月2日に申請を受付終了してございます。それに伴って支援金の額が確定いたしました。不足分を補正させていただくというものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費です。これが保健指導車リース料10万円、電気自動車の導入のリース料でございます、2か月分を計上させていただきました。

7款土木費2項道路橋りょう費、修繕料で600万円。当初予算にて1,000万円計上してございましたが、村道の舗装であるとか、側溝の入替えであるとか、そういったことに経費がかかっておりまして、村内全域を見渡したときに不足額が生じるということで補正をお願いするものでございます。

13ページお願いいたします。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費です。昨年の災害の関係でございます。工事請負費で600万円。内須川橋修繕工事、こちらは、赤谷川に架かる橋ですけれども、県が行います護岸工事に併せて修繕工事を行うというものでございます。

桂川土砂撤去工事、こちらは、国の砂防ダムと県のダムとありますが、その間ぐらいの位置にたまっている土砂の撤去でございます。

9ページをお願いいたします。

歳入です。14款国庫支出金、国庫補助金、脱炭素先行地域づくり事業国庫補助金225万円。電気自動車の充放電器の設置工事で、4分の3の補助率でございます。

15款県支出金1項県負担金、災害救助費県負担金53万3,000円。被災者生活再建支援金で3分の2の県負担ということになります。

19款は繰越金で、前年度繰越金751万7,000円です。

21款は村債です。公共土木施設災害復旧事業で600万円。内須川橋の修繕と桂川の土砂撤去でございます。

8ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。災害復旧事業債として600万円を追加するというものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

11ページ、2款1項4目電気自動車用充放電器設置工事、これ300万円というふうにありますけれども、これ1台の値段ということですか、充放電器の。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今のご質問にお答えいたします。

今回設置させていただくのは1台、V2H型のものと、それに付随する工事費でございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） この充電器を使う車っていうのが次の12ページのところの保健指導車リース料で10万円計上していますが、このことだとは思うんですけども、これ、2台とか3台とか、脱炭素事業で増やしていくような形だと思うんですけども、その場合、またこの充電器というのは2台、3台と必要になってくるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今回導入させていただくのは1台の充電が可能なものを導入させていただきます。

これから導入を進める際には、それ用にまた充電器という格好で考えさせていただきますが、充電器そのものの口というか、そこの部分は同様のものを使っていきたいと思っておりますので、必要台数は、今後の導入に合わせて、全部に1台に1台という格好ではなく、検討を重ねた上で、必要台数を導入していきたいというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。5番、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 鈴木議員と同じ質問だったので、取り下げます。

○議長（小澤 仁君） 8番、菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） 8番、菅原です。

12ページの道路橋りょう費ですか、600万円、この内訳、詳細をちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 特別側溝の入替えとか、舗装とかと限定をしないで、来春までのつかみ計上といたしますか、見込みで上げさせていただいております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。8番、菅原さん。

○8番（菅原 修君） 何か、今の説明だと、見込みでという感じなんですけど、そんな感じで予算組

んでるんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 冬期間の除雪の影響とかもございまして、例年必要としている財源の方と照らし合わせて計上させていただいております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） すみません。10番、鈴木です。

もう一度、保健指導車リース料のことでお伺いしたんですけれども、これリース期間というのは2か月分でもよろしかったでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今回3月の導入を予定しておりますので、1か月分を予定してございます。（発言あり）

○議長（小澤 仁君） 脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 大変申し訳ございません。

3月の導入を目指してやっておるんですが、導入時期、2月を現在目途としてやっておりますので、2か月分の計上をさせていただいているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） この保健指導車、2月から、じゃ必要になるということで、今月と来月、そういう感じは必要なくて、2月から必要になってくるということでもよろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 現在使用させていただいている保健指導車は、今年度末まで車検が残っておりますので、そこまでは使えるという格好になっております。（「答弁になっていない」の声あり）

ですので、2月、3月中の導入であれば、ちょうど入替え、若干かぶる時期はございますが、入替えが可能という格好で想定をしております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、じゃ、これ年度末までの計上で、またそれ以降というのはまた4月からの予算、新しく予算を計上するという形でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほど議員がおっしゃられたとおりでございます。

○議長（小澤 仁君） そのほか質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長(小澤 仁君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変お疲れさまでした。

午前10時46分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

令和5年11月7日

関川村議会議長

議 員

議 員